

患者さんへのご案内

当院は以下の指定を受け、療養を行い、また厚生労働省の定める基準に基づき診療報酬を算定しています。更に、以下の施設基準については、東海北陸厚生局へ届出を行っています。

指定許可事項

- ・ 保険医療機関
- ・ 生活保護指定医療機関
- ・ 労災保険指定医療機関
- ・ 被爆者一般疾病医療機関

施設基準

【基本診療料】

- ・ ベースアップ評価料Ⅰ・Ⅱ
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ・ 地域支援・外来医薬品供給体制対応加算 1

【特掲診療料】

- ・ CT 撮影及び MRI 撮影
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ 運動器リハビリテーション料 (Ⅰ)